

はだの 農業委員会だより

第151号
令和6年11月発行

編集・発行
秦野市農業委員会

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
TEL 0463-82-9654
E-mail noui@city.hadano.kanagawa.jp



写真はセンニチコウです。開花している時期が5月頃から11月頃と非常に長いことから「千日紅」とも記されます。花のように見える部分は「苞（ほう）」と呼ばれる葉の部分であり、本当の花はとても小さく、咲いている時期もわずか1週間程度です。

おもな内容

■ 要望書を市長に提出	2
■ 農地中間管理事業ほか	3
■ 農家の声	4

■ 相談コーナーほか	5
■ カメラスケッチほか	6

「令和7年度秦野市農林業施策 並びに予算に関する要望書」 を市長に提出

8月13日、秦野市農業委員会は、「令和7年度秦野市農林業施策並びに予算に関する要望書」を、秦野市長に提出しました。この要望は、農業者の意見や考えを市政に反映できるように、農業委員等を通じて農家の皆様から寄せられた意見・要望を取りまとめたものです。

当日は、宮村会長をはじめとする運営委員が出席しました。市長との懇談会では、秦野の農業の現状について意見交換が行われました。

要望の内容

一 農地の保全・有効

利用対策について

農業を取り巻く様々な問題から、荒廃・遊休農地は増加

農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しているが、農業者以外の方が農業に高い関心を示すなど、農業をめぐる環

二 担い手・経営対策

について

● 荒廃農地の解消を積極的に進めるため、「荒廃農地解消対策事業補助金」の対象農地について、農振農用地に隣接する農地にも拡大する等、制度の充実を図ること。(継続)

● 市街化区域内の農地について、市民農園として近隣住民が利用しやすい制度を構築すること。(継続)

● 認定農業者に対する支援の拡充や、認定取得希望者に対する助言・指導を行うこと。(継続)

● 女性農業者の拡大を図るため支援体制の確立や、女性農業者の参入について関係団体へ積極的に働きかけること。(継続)

三 地域の活性化対策

について

● 農業を継続できなくなった農家等を支援するため、相談窓口の設置や個別相談会を開催すること。(新規)

● 地域の特性を生かした農業振興と、生産者を身近に感じられる地産地消の推進など、秦野らしい農業を実現するため、計7件の施策を要望。

● 各地区の特性に合った特産物の栽培を指導することで、農業収入を増やす施策を講じること。(継続)

● 飼料価格の高騰による畜産農家への経営圧迫に対し、本市においても荒廃・遊休農地などを活用したトウモロコシ

の栽培を促進するような支援を行うなど、安定的な供給体制を構築すること(継続)など。

四 有害鳥獣対策について

● 農作物への被害、それに伴う農業者の営農意欲の低下及び荒廃・遊休農地の発生要因となっている有害鳥獣について、その撲滅に向けた更なる対策を講じるよう、9件の施策を要望。

● 捕獲した鳥獣の焼却施設及び減容化施設を市内に整備すること。(継続)

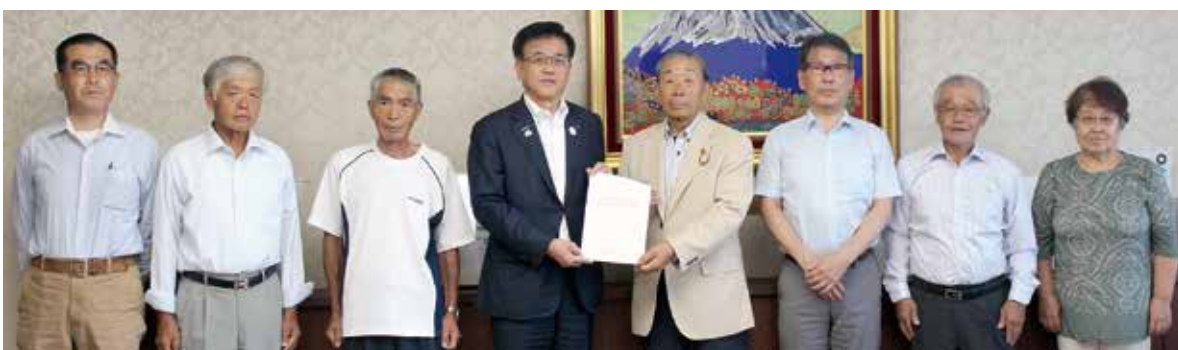
また、野生鳥獣の加工処理施設を建設し、ジビエを活用した有害鳥獣対策を構築すること。(継続)

● 鳥獣捕獲専従員を配置すること。(継続)

● 里地里山の整備等、有害鳥獣を農地から遠ざけ農業被害を予防する対策を講じる事。

(継続)

● 鳥獣被害の広域化を防止し、効率的な鳥獣被害対策を講じるため、県や近隣自治体等との連携を図ること。(継続)



▲左から三嶽委員、石井委員、柏木委員、高橋市長、宮村会長、池田委員、大津委員、高橋委員

農地中間管理事業

農地中間管理

事業とは？

農業振興地域内の農地を対象に、離農される方や農業の規模を縮小する方（出し手農家）から、農地中間管理機構（公益社団法人神奈川県農業会議）が農地を借り受け、規模拡大や新規参入を図る方に貸付けることにより、農地の集積・集約化を進める事業です。農地の借受・貸付希望は、随時受け付けています。

貸付けは 個人から地域へ

●地域集積協力金

地域の皆さまで話し合ってまとまった農地を農地中間管理機構に貸付けることで農地の割合に応じて協力金が支払われます。

●貸付けで固定資産税が半額に

所有する全農地（10アール未満の自作地は残せます。）を農地中間管理機構に次のとおり貸付けたときは所定の期間、固定資産税が半額になります。

- 10年以上15年未満の期間で貸付けたときは、3年間
- 15年以上の期間で貸付けたときは、5年間



お問い合わせ

農業振興課

☎82-9626

農業委員会事務局

☎82-9654

遊休農地をなくそう！

利用意向調査にご協力ください

農業委員会で、農地の利用状況調査を8月から9月にかけて実施しました。この調査で新たに見つかった遊休農地と思われる農地の所有者に対し利用意向調査を実施する予定です。

この調査では、所有者に対して今後の農地利用の意向を確認します。①農地中間管理機構を利用する、②自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う（利用権を設定し担い手等への貸付を行うなど）③自ら耕作・管理する（している）等の項目を用意しますので該当する項目を選んで回答してください。

なお、調査時に休耕だったり次の作付の準備前だったりする場合に遊休農地と見えてしまい、利用意向調査票を送付することがありますので予めご了承ください。

遊休農地が発生すると、その農地だけではなく周辺の農地の悪化につながります。雑草・竹の繁茂、種子の飛散、病害虫の発生、有害鳥獣のすみかなどがあげられます。また、タバコ・放火による火災の発生、不法投棄、悪臭の発生など近隣住民に対する生活環境衛生上においても問題が出る恐れもありますので、農地は遊休化させず、適正に管理するようにお願いします。

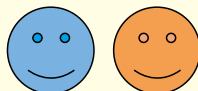
それが難しい場合は、担い手等への貸付けを考えてみてください。上記の農地中間管理事業のほか、農業委員会の農地銀行制度などがありますので、ご相談ください。

農 業 者 年 金

に加入しませんか？

農業者年金は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保を目的とする公的年金制度で、次の全ての条件を満たせばどなたでも加入できます。

- ・年間農業従事日数が60日以上
- ・60歳未満の方
- ・国民年金1号被保険者であること



- ◎確定拠出型の年金で、次の長所があります。
- ・年金額が加入者数・受給者数に影響されない。
 - ・保険料は全額控除対象。
 - ・保険料の国庫補助（一定の要件が必要）。

★お問い合わせ

農業委員会事務局
はだの都市農業支援センター

☎82-9654

☎81-7800

農家の声



農家へのこだわり

大庭 篤(西大竹)



稲作・キャベツ・トウモロコシ・落花生など多品目栽培しています。

野菜の品種にはこだわっています。私は年内採りのキャベツでも肉質の柔らかい春系の品種を育てています。発芽や育苗は時期的に栽培が難しいですが、工夫して育てています。落花生は当初ゆで豆用に「なかくてゆたか」を作っていました

が、大粒種の「おおまさり」が発売されていると情報が入ったので、いち早く購入して翌年から出荷を続けてきました。

トウモロコシについても、じばさんずの出荷者では当初誰も出してなかった白いトウモロコシを作り始めましたが、このころは1品種しかありませんでした。近年は多くの品種が販売されるようになり、その中から好みに合う品種を選んでいきます。

以前は市場への出荷が主でしたが、2002年に「じばさんず」がオープンしてから、こちらに持ち込む割合が徐々に増え、今では生産物の9割以上を持ち込んでいます。

また、農業の基本になる土

作りにもこだわっています。

土壌改良を目的に近年は麦や白からし菜などの緑肥を栽培して畑にすき込むことで、土壌病害の抑制や地力向上に役だてています。

粃穀・米ぬかなども使用して化学肥料中心の栽培にならないようにしています。

最近の農業は鳥獣被害、自然災害、資材の高騰など大変なことがたくさんありますが、なるべく楽観的に考えて楽しみながら作業ができるように工夫していきたいと思っています。

現状の農業が続けられているのも、家族の支え、同業の仲間・先輩、販売の依頼先であるじばさんずの方々などの多くの人の助けを借りて成り立っているのです。周りの人に感謝しつつこれからも農業を頑張ろうと思っています。



仲間に支えられて

相原 久美子(菩提)



私が子供の頃は葉タバコと稲作の専業農家でしたが、タバコ栽培の終了にともない、60年ぐらいい前から、お茶栽培に切替えました。

父の後を主人と2人でなんとか守っています。収穫の時は、1週間ぐらいいの間に刈り取らなければならぬため、仲間と3軒で互いに手伝いあつて、頑張っています。

幸い子供たちが近くに住んでいるので、手伝ってくれますが、当日雨になつて別の日になると、来られないこともあり、仲間同士の手伝いは不可欠で感謝感謝です。

最近、若い方など、急須で

お茶を飲むより、手軽なペットボトルのお茶を飲む時代になって、販売量が減り、買取価格も低迷しているので、赤字状態に近くなっていますが、おいしいと言っていただけ

声に励まされ、細々頑張っています。あと5年ぐらいい頑張ろうと思っていますが、仲間もケガや腰痛等、だんだん元

気とは言えない状態になり、いつまでできるのかわかりません。でも、自分で作ったお茶を飲みたいし、飲んで元気に過ごしたいので、できる間は頑張りたいと思っています。

最近、線状降水帯という聞きなれない言葉を天気予報で耳にするようになり、いままで崩れたことがなかった土手が数年前の豪雨で崩れてしまいました。そして、今年の9月の大雨で再度大きく崩れてしまいました。

宮沢賢治の「雨ニモマケズ」という作品がありますが、「雨ニマケソウ」です。

でも2人元気に1年でも長く続けられたら良いと思って、頑張っています。

相談コーナー

Q 令和7年度から、個人間での農地貸借が出来なくなると聞いたのですが、本当ですか？



A 令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、令和7年4月1日から農用地利用集積計画による、農地の出し手と受け手との個人間での利用権設定が廃止され、農地中間管理機構を通じた貸借に一本化されることとなりました。

Q 既に設定している利用権についてはどのような扱いになりますか？



A 経過措置として令和7年3月31日までは引き続き個人間での利用権設定が可能です。

終期が令和7年4月1日以降の利用権についても、解約等は不要ですが、更新の際は農地中間管理機構を通じた貸借に変更する必要があります。新たに農地を貸借する際は農地中間管理事業をご活用ください。

詳しくは農業委員会事務局にお問合せ下さい。

農業委員会事務局

☎82-9654

支援センター通信

荒廃農地解消
事業啓発活動

今年度も、荒廃農地解消市民ボランティアの会では、除草、耕うん、整地等を行い、東田原地区内の遊休農地約700平米を解消しています。今後も荒廃農地の解消を目的に同様の活動をしていきます。

ボランティアは随時募集しています。ご希望の方は支援センターまでご連絡ください。

はだの都市農業

支援センター

☎81-7800



▲昨年の解消活動の様子

農業委員会活動報告

(令和6年7月～令和6年10月)

総会

7月25日、8月26日、
9月26日、10月28日

運営委員会

7月12日、8月13日、
9月13日、10月17日

審議案件	件数	面積(㎡)
耕作目的の売買・貸借 (3条許可)	9	18,437
市街化調整区域の転用 (4・5条許可)	3	2,702
市街化区域内の転用 (4・5条届出)	85	111,099
利用権の設定	31	35,900
相続税納税猶予	24	65,869.4



カメラスケッチ



▲要望書提出の様子



▲意見交換の様子

県に要望を提出しました！

8月21日に開催された第89回常設審議会にて「令和7年度県農業施策並びに予算に関する要望」が決定されました。

今回の要望では農業用温室について建築物として取り扱うことを前提としている現行取り扱いの見直し等を求めた他、農地転用許可を受けずに

設置できる農業用施設の施設面積の拡大及び農業用施設の解釈の拡大等について、県は国に強く働きかけるよう求めました。

本要望は神奈川県知事に提出され、秦野市農業委員会からは宮村俊男会長が出席し、意見交換を行いました。

全国農業新聞

全国農業新聞は、最新の農業情勢の提供と解説、先進農家の経営紹介、農業入門など読んで役立つ情報が満載です。

- 毎週金曜日発行
- 購読料700円
- お申し込みは、

農業委員、推進委員、または事務局まで。

農業委員会事務局

☎82-9654

編集後記

秋の気温が漸く感じられる季節となりました。地球温暖化の影響と思われる異常気象で、今年の夏は記録的な猛暑となり、十月になっても半袖で過ごす日もありました。

海外での諸紛争、処理水問題、円安など、様々な影響で物価上昇、農業資材や肥料その他諸々が高騰して農業従事者の方々が苦しめられています。

しかし、大リーグドジャーズの大谷選手のような偉人の活躍に元気づけられる季節でもありました。皆さんも、大変でしょうが、頑張つて乗り切りましょう。

(農業委員 三嶽 英明)